

生徒心得

1. 頭髪・服装など

(1) 頭 髪

脱色・変色・パーマなどの頭髪を加工すること、奇抜な髪形や極端に段差のある髪形を禁止する。

(2) 服 装

本校指定の制服（ブレザー・シャツ・セーター・ズボン・スカート）であること。

制服は一切加工・変形しないこと。

(3) 化粧・装身具（ピアス・カラーコンタクト・マニキュア・ネックレス・指輪等）は禁止する。

(4) ソックス

黒色・紺色・灰色・白色を基調とし、派手な色調のものは禁止する。

(5) ストッキング・タイツ

黒系色またはベージュ色にかぎり認める。

(6) 防寒着

防寒着については、市販のものを生徒指導部で確認し、許可する。

(7) 通学靴

特に指定しないが、スリッパ・サンダル類は禁止する。

(8) 通学かばん

特に指定しない。

(9) スリッパ

学校指定（学年別）のスリッパを使用する。

(10) その他

着用規定は別に定める。

2. アルバイトについて

保護者が全面的に責任を持つ上で、

(1) 休業日（夏季休業日・冬季休業日・春季休業日・3年生家庭学習期間中）に際し、特に必要とする者は、保護者の連署のうえ事前に届けをする。

(2) 平常時の休業日（土曜日・日曜日・祝日）による継続的アルバイトは原則として認めないが、保護者、本人より特別な事情で必要とする申し出があった場合は、家庭の経済状況を最優先の事情として考慮し審議の上認める場合がある。

(3) 次に該当するアルバイトは禁止する

① 通勤ができない場所。

② 勤務時間が早朝、夜間に及ぶ時間帯。

③ 高校生としてふさわしくない職種。

④ 危険を伴う職種。

(4) 無届けアルバイトを行ったときは、なんらかの教育的措置をする。